

## 年金記録問題に関する諸事項について

- 1 年金事務所段階における記録回復の促進
- 2 共済期間の確認
- 3 厚生年金旧台帳
- 4 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策
- 5 未回答者対策
- 6 未送達者対策
- 7 気になる記録の確認キャンペーン

平成 23 年 12 月 8 日

日 本 年 金 機 構



## 1 年金事務所段階における記録回復の促進

### 工程表での記述

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。
- 記録回復作業の効率化、迅速化に資する各種参考資料の整備及び検索の容易化を図る。

- 厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づく記録回復基準
  - ・ 一定の基準に該当するものは第三者委員会に送付することなく年金事務所での記録回復が可能になるため、職員への周知徹底や事業主への記録確認の呼びかけ、届出誤りの再発防止策の周知等を行う。(10～12月に納入告知書にチラシを同封して周知)
  - ・ 機構本部に同僚リストの作成等のためのチームを設置し、迅速な記録回復の促進を図る。(10月以降順次実施)
- 国民年金に係る記録回復基準  
預り証がある事案等についても、今後は第三者委員会に送付することなく年金事務所での記録回復が可能になるため、職員への周知徹底を図る。(9/30指示済、10/3から実施)

### [備考1] 軍歴証明書がある事案

記録回復基準の設定について年金記録回復委員会で検討後、機構内部における事務処理の手順を定め、迅速な記録回復を行う。  
(12月から実施予定)

### [備考2] 参考資料の整備等

機構LANの掲示版にサイト「記録回復に役立つ資料」(駐留軍等施設リスト、市区町村の統廃合状況、第三者委員会からの提供資料等)を設置したところであり、今後、順次資料の充実を図る。

## 2 共済期間の確認

### 工程表での記述

○ 共済期間の確認を要するもので、共済組合等への照会を要するもの（共済記録と本人申出が相違しているもの等）については、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す。

○ まずは、一括して共済記録の整備を図り回答処理を行うため、機構が保有している全ての共済記録を本年5月と9月に各共済組合等へフィードバックし、各共済組合等において確認を行い、補正データを機構へ送付していただいている。

送付を受けて、機構では、共済記録の整備を行い、このうち共済期間の確認を要する案件について、順次ご本人に回答を行っているところ。

○ また、この共済記録の整備を行ってもなおご本人の申出と相違しているものについては、改めて各共済組合等へ照会を行った上で、ご本人へ回答を行っている。

### 3 厚生年金旧台帳

#### 工程表での記述

- 厚生年金等の旧台帳（1466 万件）に係る調査（グレー便の送付）において、突合せができなかった共済年金受給者について、住民基本台帳ネットワークシステムからカナ氏名を取得して再度突合せを行い、一致した者に対し、23年度中に年金記録確認のお知らせを送付する。
  
- 厚生年金等の旧台帳の記録（1466 万件）のうち、いわゆるグレー便（基礎年金番号との3情報（氏名、生年月日、性別）による突合せで一致した者に対するお知らせ）の送付対象とならなかった記録と住民基本台帳ネットワークとの突合せにより3情報が一致した記録（7万件）について、共済年金受給者との突合せにより対象者の一覧表を作成し、12月中に管轄の年金事務所に送付予定（対象者：約2,100件）。
  
- 年金事務所においては、個別に電話や訪問等によりご本人の記録であるか否かを確認し、ご本人の記録であった場合には裁定請求のご案内等を行う。

#### [備考] サンプル調査結果（平成23年3月8日年金記録回復委員会）

ご本人に接触できた315人のうち、年金受給に結びつく可能性がある方は83人（26%）であり、そのうち、77人（93%）の方が共済年金を受給中であった。

## 4 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

### 工程表での記述

○ 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」等送付後の相談対応状況等についてフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

○ 69歳になる者に対する「お知らせ」の恒常的送付（23年5月から実施）  
本年5月以降、69歳の誕生日を迎える者で、25年の受給資格期間を満たしながら年金の請求を行っていない者に対して年金の請求を促す「お知らせ」の送付を恒常的に実施。

### [備考1] フォローアップの状況（23年3月年金記録回復委員会報告）

○ 年金受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ（22年9月30日に、約6.5万人の方に送付）

- ・「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況  
対象者数 64,678人（100%） 裁定された方 26,259人（40.6%）  
うちお知らせ送付後の22年10月1日以降に請求を行った方 15,066人（23.3%）

### [備考2] 年金確保支援法による国民年金保険料の後納納付制度の周知（一般広報は23年8月から、個別のお知らせは24年8月から）

- ・保険料未納期間のうち過去10年間について事後納付が可能になるため、対象者をシステム抽出し、個別のお知らせを施行日（24年10月予定）の2ヶ月前から順次送付する。なお、一般広報（HP、チラシなど）については既に実施済みである。
- ・「ねんきんネット」で保険料を追納する場合の納付金額や年金見込み額の試算を可能とする。（24年4月予定）

## 5 未回答者対策

### 工程表での記述

- 23年4月から送付するねんきん定期便の中で、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
  - ※ ねんきん特別便に回答がない受給者に対しては、「ねんきんネットのID等のお知らせ」の中で回答の勧奨を実施。
  
- 加入者に対しては、本年4月から送付している「ねんきん定期便」のパンフレットにより回答の勧奨を実施。
  
- 年金受給者に対して平成25年1月から送付することを予定している「ねんきんネット」のアクセスキーのお知らせと併せて特別便等の未回答者への回答勧奨を実施する予定。

## 6 未送達者対策

### 工程表での記述

○ ねんきん特別便、ねんきん定期便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、23年秋以降順次、改めて送付を行う。

○ 加入者について、住民基本台帳ネットワークとの突合せにより住民票コードの収録（※）を行ったところ。

（※）住民票コードは、基礎年金番号の記録と住民基本台帳ネットワークとの突合せで4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が完全に一致したもの（約80%）について収録済。更に突合せ条件の緩和等により約11%の収録が見込まれている。（24年度中目途）

○ この住民票コードの収録者のうち、これまでに送付したねんきん特別便及びねんきん定期便の未送達者約80万人に対して、平成24年3月にねんきん定期便を再送付予定。（受給者便（約2万人）については、24年2月に再送付予定）

（注）なお、この場合、ねんきん定期便の送付とともに、住民基本台帳ネットワークで確認できた新住所に住所変更の処理を行う旨通知を行うことにより、本人からの住所変更届の提出がなくても住所変更の処理を行う。

○ また、今後送付するねんきん定期便の未送達者についても、同様に住民基本台帳ネットワークで確認できた新住所に再送付し、住所変更の処理を行う。

〔備考〕 黄色便等への対応

黄色便（21年6月～21年12月実施）等の未送達データと住民基本台帳ネットワークとの突合せを行い、上記と同様に未送達者への対応を24年度中に行うことを検討。

## 7 気になる記録の確認キャンペーン

### 工程表での記述

○ また、24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

○ ご本人からのアプローチなしには解決困難な記録問題に対応するため、以下の対応を検討中。

① ご本人の記憶からご自身の記録を検索できる「ねんきんネット」を整備

- ・ 未統合記録についての記録の年代や性別、事業所等の属性をサンプル調査
- ・ サンプル調査の結果を踏まえ、未統合記録を保有する事業所名称の公表を検討
- ・ ご自身の可能性のある未統合記録を氏名、生年月日、性別、事業所名を基に容易に検索できる「ねんきんネット」を整備

② ご自身の記録に不安のある方を対象に、年金事務所でご本人からの申出に基づき、紙台帳検索システム等を活用した記録確認キャンペーンを実施

- ・ 平成24年夏ごろから、複数の年金事務所において試行的に実施し、手順や対象者の来所状況等を確認。試行実施の結果を踏まえ、平成25年1月を目途に各年金事務所において、キャンペーンを開始する予定。

	H23/9	10	～	H24/4	～	7	8	9	10	～	H25/1	～
未統合記録の 分析・検索		サンプル調査		▼ 分析結果公表			▼ 事業所名公表					未統合記録の検索 (ねんきんネット)
申出による 記録照会							各ブロックごとに1カ所 年金事務所で試行実施					年金事務所における 申出による記録照会  ID通知、定期便による 周知